

第2回

新宿区ユニバーサルデザイン  
まちづくり条例施設整備マニュアル改定  
検討部会

令和6年11月14日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第2回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会

開催年月日・令和6年11月14日

出席した委員

**矢口哲也、水村容子、岡村正昭、高橋政則、菊田史子、藤原千里**

出席した相談員

**丹羽太一、西山博之、植田瑞昌**

欠席した委員

**松原由美、秋山郁子**

議事日程

1. 審議事項

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定について

2. その他連絡事項

議事

**○矢口会長** 少し定刻前ですがけれども、委員の皆様全員そろいましたので、第2回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会を開催いたします。

まず初めに、事務局、委員の出席状況、配付資料の報告をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。景観・まちづくり課長の**蓮見**です。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の進行と配付資料等についてご説明をいたします。

まず、委員の出欠状況でございますけれども、事前に**松原委員、秋山委員**から欠席のご連絡を頂いております。

また、本日は事業者との事前協議を担当していただいております相談員にもご出席いただいております。**丹羽相談員、植田相談員、西山相談員**になります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の進行ですがけれども、お手元にお配りしています資料の左上の黒いクリップ

を外していただきまして、A4、1枚の次第でございます。本日の審議事項、その他連絡事項につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、配付資料でございますけれども、別紙1としまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定における主な意見。こちら、ホチキス留めのA4判、A3判から成る資料になってございます。続きまして、別紙2としまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について、青色のカラーのA3判のホチキス止めの資料となっております。続きまして、別紙3、こちらA4、1枚になりますけれども、表現の統一についての資料でございます。続きまして、最後、A4判、ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定スケジュールについてでございます。そのほか、机上にマニュアルの新旧対照表、それと参考資料としまして、ユニバーサルデザインまちづくり条例の施行規則、それと施設整備マニュアル、それと座席表を机上にご用意させていただいております。

資料につきましては以上となります。過不足等ございませんでしょうか。大丈夫そうですね。よろしくをお願いします。

それでは、本日の会議の終了ですけれども、12時を目途に進めさせていただきたいと思えます。

また、部会は公開となっております。ご発言の際は挙手をお願いいたします。事務局のほうマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からのご説明は以上となります。

**矢口会長**、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1. 審議事項

### 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定について

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

それでは、早速、次第1、審議事項の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課主査）** 事務局です。審議議題、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について説明いたします。

まず、A4縦の別紙1、①をご覧ください。新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定における主な意見についてご説明します。

1番、実施した会議。こちらは、これまで本年8月に第8回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会、9月に第1回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会を実施しました。

これらの会議で出ました主なご意見が、2番、当日の主な意見になります。ここでは、当日委員の皆様から出ました主なご意見を取りまとめたものになります。施設整備マニュアルの主な改定項目の3つ、（1）東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改定に伴うもの、（2）事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえたもの、（3）コラム等の追加についてに分類し、意見を取りまとめています。

ここからは、当日の主な意見を次ページを見ながらご説明いたしますので、A3右上②の資料をご覧ください。本資料は、これまでの会議に出た皆様のご意見を受け、区の考えや修正案を取りまとめたものになります。

表の見方ですが、左上から、ナンバー、分類、意見要旨、区の考え方、修正案となっています。

（1）東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改定に伴うもの、ナンバー1をご覧ください。話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等とはどういうことかとのご意見に対しましては、右の修正案にありますように、耳の不自由な方でも対応可能なモニターつきインターホン券売機の設置事例の写真を施設整備マニュアルに掲載し、対応いたします。お写真、ちょっと見つらいかと思うんですけども、右のところにモニターがついておりまして、それを使って耳の不自由な方でも券売機で買うことができるということになっています。

続きまして、事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえたもの、ナンバー4をご覧ください。階段の一時避難スペースがどこにあるか分からないため、分かるような措置をしてほしいというご意見に対しましては、右の修正案にあります赤字の部分を追記し、記載内容を、「一時避難スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する」に修正します。

ナンバー5、階段の一時避難スペースにおける踊り場については、基準階に接する踊り場などの定義が必要であるとのご意見に対しましては、右側の修正案にあります赤字を追記し、記載内容を、「階段の踊場（各階につながる部分）」に修正します。

ナンバー6、階段の一時避難スペースにおける階段の定義が曖昧だと感じたとのご意見に対しましては、修正案の赤字を追記し、記載内容を、「避難階段、特別避難階段などの階段」に

修正します。

ナンバー8、9、サインは大きいほうが見やすいように感じるが、10cmはやや小さいのではないか、標識の大きさを10cm角以上という表現にすると、最低これだけ守ればよいと思われるのではないかとのご意見に対しましては、修正案の赤字を追記し、記載内容を、「当該内容が容易に識別できる大きさとし、ただし、やむを得ない場合は10cm角以上とすることができる」に修正します。

ナンバー10、案内設備について、「以内」とすると極端に小さい案内設備が設置される懸念があるため、「程度」としたほうがよいのではないかとのご意見に対しましては、修正案の赤字を追記し、記載内容を、「当該内容を容易に識別できる大きさとし、※JIS T 0922、触知案内板に定められている大きさ100cm以内×60cm以内、また「文字の大きさの選択目安」を参考にする。」に修正します。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、右上③ですね。(3) コラム等の追加について。ナンバー11ですが、非常時におけるフラッシュライトはトイレだけではなく、廊下、階段にも設置していると安心であるのご意見に対しましては、こちら青色のA3ですね。別紙2の右上⑦を見てください。右のほう、フラッシュライト（光警報装置）の設置の箇所の赤字を追記しまして、「便所及び便房以外でも、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等へも、フラッシュライトを設置することが望ましいです。」とし、便所以外の写真等の掲載を検討しております。

続きまして、また別紙1の③に戻っていただきまして、ナンバー12、13、男女共用トイレについてもコラム等に記載してもよいのではないかと。ジェンダーレストイレについて記載しないのかとのご意見に対しましては、こちらも別紙2の⑨に移っていただきまして、左をご覧ください。様々なトイレの利用方法について、男女共用トイレについてということで、「お子様や高齢者、知的障害者・発達障害のある方など異性による介助・同伴で利用する場合に、一緒に入れるトイレが少なく困っているという声があります。また、トランスジェンダーなどの性的マイノリティーの中にも、男性用・女性用に分かれたトイレは心理的に入りにくく、トイレの利用を我慢しているなど切実な悩みを抱えている方もいます。男女別トイレに利用しづらさを感じている方々は、男女共用であることが多い車椅子使用者用便房などを使うこともあるようですが、車椅子使用者など特定の方用のトイレという印象が強く、利用をためらうという意見もあります。車椅子使用者用便房とは別にだれもが気兼ねなく利用できる男女共用個室トイ

レを設けるなど、新しいトイレのあり方が求められています」という説明文と、それに関するイラストを掲載します。また、併せておむつ交換台等でのおむつ交換についても記載を考えております。

別紙1の③にお戻りください。

(4) その他、ナンバー15、16をご覧ください。施設整備マニュアルの冊子が厚く重たいと感じた。デジタルブックも併せて掲載するのがよいとのご意見に対しましては、区としましては、施設整備マニュアルの分冊、デジタルブック化を検討しております。

ここまでが主なご意見に対しての対応となります。

続きまして、別紙の2の④にお戻りいただきまして、こちらの青のA3のものが、皆様のご意見を頂き前回の資料を修正したものになります。

④のページでは右下です。公共交通施設編の券売機、先ほどご説明させていただきましたが、こちらの黄色部分のマーカの箇所について修正させていただきました。

1枚おめくりください。別紙2の⑤、(1) 階段では、先ほど説明させていただきましたが、皆さんからのご意見を頂きまして、先ほどご説明しました黄色マーカの部分、「避難階段、特別避難階段などの踊場（各階につながる部分）」、「一時避難スペースであることを、標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示する」を追記、修正させていただきました。

右側の2番、トイレ、便所では、参考資料の該当ページが分かるように黄色マーカ部分、「※資-113 色弱者の特性と色の選び方参照」という文字を追加させていただいております。

1枚おめくりください。続きまして、左側の(3) 標識では、先ほどご説明しましたとおり、黄色マーカ部分の「当該内容が容易に識別できる大きさとする。ただし、やむを得ない場合は10cm角以上とすること」に変更しました。

続きまして、右側、(4) 案内設備におきましては、黄色マーカ部分の「当該内容が容易に識別できる大きさとする。※JIS T 0922 触知案内板に定められている大きさ100cm以内×60cm以内、また、「文字の大きさの選択の目安」を参考にすること」を修正させていただいております。

1ページおめくりください。別紙2⑦、コラムについてでございますが、左側の水色部分が追加のコラムになりまして、赤字で記載あるものが前回の部会からの修正、追加したものとなっております。

右ページのフラッシュライト（光警報装置）の設置では、先ほどご説明しました赤字部分が追加箇所となっております。

1ページおめくりください。緊急時の段差解消。こちらは新規に追加されたコラムになります。建築設計においては、高齢者、障害者の避難に配慮した様々な工夫が求められますが、例えば緊急時に階段などによる垂直移動の避難が困難となる利用者に対しては、以下のような配慮が必要となりますとして、一時避難スペースを設けることですか、垂直移動ができる階段避難車等の設置について、イラストと併せて掲載させていただいております。

続きまして、右側、オストメイト対応設備の利用について。こちらでも新規に追加されたコラムになります。設計者がオストメイト対応設備を実際にどのように使っているか分からないというようなお声がございますので、このためイラスト等で排せつ物を捨てるなど利用フローが分かるものを掲載したいというふうに考えてございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、様々なトイレの利用方法についてでございますが、こちらは先ほどご説明したとおりとなります。

ページ右側の合理的な配慮、こちらが新規に追加されたコラムになります。障害者差別解消法が改正され、飲食店や店舗等の事業者による障害のある方への合理的な配慮の提供が義務化されました。これを受けまして、合理的な配慮の具体例、真ん中ほどにございます物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更について掲載を考えてございます。

1ページおめくりください。ここからは、前回ご確認いただきました内容になっておりまして、修正がなかったものになります。左が新宿区ユニバーサルまちづくりニュースレター、それと右側が利用者への配慮について。

1枚おめくりください。それと色彩について、それと車いす使用者用駐車施設に関する案内板になります。

ここまでが前回の資料、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について、皆様のご意見を受け修正させていただいたものになります。

続きまして、別紙の3、A4横、よろしいでしょうか。こちらは新宿区ユニバーサルデザインマニュアル改定におけるテキスト表現の統一箇所という資料になっております。お手元のA4のひもとじの厚い資料がありますが、こちらの資料に表現の統一は反映されております。

A4の横の先ほどの表の見方ですが、左から国の建築物等移動円滑化基準チェックリスト、次が設計標準の解説部分、次が東京都の施設整備マニュアル、東京都条例施行規則、それと既存の新宿区施設整備マニュアルと条例施行規則、最後に区の変更案となっております。

こちらでございますが、東京都新宿区と比較しまして、下の凡例を見ていただけますでしょうか。黄色マーカーが国、都に合わせたもの、水色のマーカーが都に合わせたもの、緑色のマ

一カーが建築基準法に合わせたものとなっていて、これまで区の変更案にありますように、例えば「へいたん」という言葉ですと、東京都の施設整備マニュアルでも漢字で書くものと、施行規則では「へいたん」の「たん」の字が平仮名で書くといったものがありますが、こちらを東京都の施設整備マニュアルを参考に漢字に統一させていただく、国や都に合わせて我々のほうも表現を統一させていただくというものになります。

続きまして、A4横のスケジュール、資料ナンバーは右上、⑬になります。

今後のスケジュールでございますが、オレンジ色のところ、12月13日に審議会を開催しまして部会検討状況のご報告をします。次に、1月17日に第3回の部会を開催しまして、審議会を踏まえた素案の検討、コラムの決定、部会案を決定させていただきます。3月に審議会でもマニュアル案を決定するというような運びで考えております。

以上までが、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定についてになります。本日ご議論いただく内容につきましては、マニュアル完成までのスケジュールの関係上、新たなる議題となる新規でお示しさせていただきましたコラム及び前回修正した内容に絞ってご議論いただければと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**○矢口会長** ありがとうございます。

それでは、本議題についてご意見、ご質問があれば伺っていきたくと思いますけれども、前回出席した委員の方々は今の説明でほぼカバーされていたという感じでよろしいでしょうかね。

では、審議のほうを進めていきたいと思います。最後に区のほうから説明あったように、スケジュールが結構タイトになっておりますので、本日意見があればきちんと集約して、次回確認ということになるかと思います。

では、どうぞ、**岡村委員**。

**○岡村委員** ご説明いただきありがとうございます。

全部指摘すると時間が足りなくなきますので、幾つか最初に話したいと思います。

もう中身のほうの話をするほうがいいと思いますので、中身から話をしていくんですけど、マニュアルというものになりますが、今回のもの、我々は、ふだんから銀行さんとか保険会社とかいろんな企業のマニュアルとかガイドラインとかつくっております。その中でポイントになるのが、マニュアルを見ても、実は成果が非常に上がりにくいです。なぜかといったら、マニュアルの考え方が分からないからという話があって、マニュアルに書いてあるとおりのものを守ろうと思っても実は実現できないというのがあります。それは、今現状、新宿区のUD相談員をやっているそうですが、その内容がやはり、建築をやる設計事務所の方とかが意味が

分からない。もっと言うと、利用者のことがよく分からないから、書いてある内容を守っても、実際それはあべこべなものになるということがあります。

なので、基本的にはそこを補うためのコラムという話がありますが、本来であれば、マニュアル、ガイドラインというものに関しても、考え方や意味、意図と一緒に入っていくほうがいいのかなと思っています。

という前提の上で、1つ目のところですね。ナンバー1です。話し言葉によるコミュニケーション困難な人というのはよく分からないよという話があったところで、これもまさに考え方でございます。改定されているところで、聴覚障害者と書いてありました。これでイメージがしやすくなりますよねという話なんですけれども、もっと言うと、話し言葉って言葉が分かりにくい話で、音声情報のみによるコミュニケーションが難しい方となったときには、別に聴覚障害者じゃなくても、耳が高齢性難聴で遠くなって聞こえにくい高齢者の方も大丈夫だよねという話だし、もっと言うと、そもそも今の券売機に音声情報での対応をするものしかないよという話になっているので、初めから音声以外でも対応できるモニターというかインターホンみたいなものが全部ついているほうがいいんじゃないかという話になってくるので、そういったことのほうが何となくそもそもの話になるかなと思っています。

これはこれでいいと思います。

次です。ナンバー4のところ行きましょうかね。階段の一時避難スペース、どこにあるか分からないから分かるような措置をしてほしいということで、一応こちらも修正案で、標識や案内設備等を活用してというふうに書いてありますけれども、これも前回ちょっとお話ししましたけれども、何でこれが必要なのかという話です。

というのは、実際問題、非常に災害時、地震だったり火事とかいろんなことが起きたときに、エレベーター動かなくなるところがあります。もちろん最新の設備というのは3日間ぐらいは非常電源が働いて動くこともありますけれども、古い設備とかって動かないところがあります。そうすると、階段しか避難する方法がない。でも、車椅子に乗っている方とか足腰が動きにくい方は階段だと危険があるよねという話。そんなときにどうしているかといったら、現状は車椅子の方がそのまま階段から降りることがあるんですね。当然けがします。でも、けがしても死ぬよりはましだからという話。

そういう状況があったので、これまでの歴史も踏まえて何とかしましょうねという話の中で、人が助けに行くという話もありました。例えばホテルの従業員とか係員が。でも、それをやろうと思ったときに、実際問題、非常階段、非常に混乱している。もしくは従業員の方も対応で

混乱しているのでなかなかいけない、後回しになってしまうということがあるという中で、その状況でも問題がないようにしておくために、初めから設備として、非常時・災害時にエレベーターが動くんだったら、こういう場所に待機しておけば、まずは、従業員とかではなくて消防隊の方が駆けつけたら最初に助けに来ますよというルールの下でこういったものを置きますよというのがセットであれば、もちろん意味があります。

ただ、ない場合は、こんなのあったんだ、これどうやって使うんだろうなというふうになってしまうので、基本的にはそういった意味、考え方も併せて書いていくほうがいいと思っております。

あとは、先ほどサインの話もありました。サインのところ、これ実際、企業にコンサルティングさせていただいておりますので、両方の視点から話をさせていただきます。

何で案内が小さくなっていくのかという話です。トイレとかの案内ですね。それはデザイン性の話です。例えば、ホテルとか建物によっては、デザイン上、それがどんとあるとダサイよね、見栄えが悪いよねという話になって、それを小さくしたりとか、リゾートホテルとかってなんかおしゃれに英語で書いていたりとかしますよねという話。

でも、そうなったときに何が起きるか。探せなくて困っちゃうよという人がいる。探せなくて困っちゃうよとなると、どうなるかといったら、店員さんに聞いたりとかホテルの方に聞いたりしますよという話の中で、基本的に、じゃ、その人たちがいなかったら漏らしちゃうよね、粗相しちゃうよねという話。というのを避けなきゃいけないという中で、ちゃんと見た目、視認性で分かって、そこにトイレがあるよと分かるようにしておくということを考えなきゃいけないので、デザイン性を重視しているんだという事業者側の考え方と、実際に利用者はデザイン性よりも利用がちゃんとできるんだというところのバランスを取らなきゃいけない、そのバランスを取った大きさにしてねということで考えていただくということが重要なので、10cmというのは目安ですよ。

ただ、基本的には、デザイン性よりもちゃんと利便性だったりとか、利用者が困らないようにするということは障害者差別解消法でも決まっているので、それにしてくださいねということの趣旨がないと、やはりこれだと、ここに書いてある指摘のとおりで、10cm以内だったら、じゃ、10cmにしちゃうおだったりとか、サイズが決まっているんだったらもう11cmにしておこうとか、そういうことの考え方になるのが業者なので、その辺も踏まえたほうがいいかなと思っております。

フラッシュライトぐらいまでいきましょうかね。フラッシュライトですが、こちらは聴覚障

害の対応ということで、非常時・災害時にフラッシュライトで示してくれるというのがありましたが、そもそも問題点がありました。それは何か。ご自宅にフラッシュライトをつけている聴覚障害者の方も、自宅のリビングしかないとかになると、寝室だと分からないだったりとかトイレにいと分からないという話があったんですね。つまり、フラッシュライトをつけている意味がほとんどなかったよという話がありました。

という中で、フラッシュライトをトイレだけじゃなくもっとつけましょうねという話なんですけれども、これも、じゃ、ポイントは、そこにフラッシュライトがついているよということ聴覚障害者が知らなかったら、何にもなく点滅しているものですよという話。もっと言うと、聴覚障害者じゃなかったら何であそこ点滅しているんだろうという話になってくるので、これは非常時・災害時に音の代わりにライトで示しますよということの説明がある上でフラッシュライトを増やしていくということをしないと、ただ光っているだけ、故障なのかなと思われるだけになってくるので、それが過去の歴史であった出来事だったので、その改善のためにやっているということがないと、ただのフラッシュライトがつくだけになってしまうので、非常に注意が必要だと思っております。

全部言うともボリュームあるので、一旦このページで終わりにしたいと思います。

**○矢口会長** 区のほうから何かコメントございますでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご意見ありがとうございます。

基準の考え方みたいなものをそもそも記載したほうが設計者等にも伝わりやすいんじゃないかというようなご意見かと認識してございます。

全部の基準に考え方を書くのはちょっとなかなか難しいと思っておりますので、今頂いた意見、例えばコラムでもそういった表記がありますので、ちょっとその辺を、なぜこういったフラッシュライトが必要なのかですとか、非常階段のところですか、例えばそういったコラムの中にそもそもの考え方みたいなものを、事例の紹介だけではなくて、なぜこういった設備が必要なのかというところも踏まえて、ちょっとコラムのほうに追加させていただいて、考え方のものなるべく多く、多分今頂いた意見のほかにもあるかなと思っておりますので、そこはコラム等を踏まえながら修正させていただきたいというふうに思っております。

**○矢口会長** ありがとうございます。

**○岡村委員**、よろしいでしょうか。

難しいですね。基準を出さないと出さないで、業者のほうは一体何cmにすればいいんだろうとなっちゃうし、出せば出したで、それだけ守っていればいいんだろうという、そのジレン

マだと思うんですけども、導入する意図ですね。裏の意図が少し分かったほうがいいんじゃないかというご意見だったというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。

○**菊田委員** 今のご意見に関連して質問なんですが、**高橋委員**に質問させていただきたいんですが、設計される場合は今のコラムみたいなものはお読みになるんですか。すごくお忙しい中で、設計の納期が迫る中で、コラムまでちゃんとお読みになるもんなんですかね。

○**矢口会長** **高橋委員**以外の方の見解……

○**菊田委員** **高橋委員**以外の方で、想定してお答えください。

○**高橋委員** そうですね。このマニュアル全部は多分目通さないですね。自分の設計しようとしている分野の建物のところは、一応開いてチェックしていくというところはやりますね。

一番最初に一覧があって、何を求めているかというところから入っていきますね。何をチェックしなきゃいけない、何をクリアしなきゃいけないというところをやりながら、分からなくなったらここを開いて、ここの解釈どうなんだろうというのは結構あるんですよ。どう捉えたらいいんだ。例えばトイレなんかも、新宿区さんとほかの区さんは考え方が違っていたりとか、非常に、僕らがこれを読んでいても判断できないという部分が多いので、それは確かにどこか解説なりそういう考え方とかあればすごい僕らも助かります。

○**菊田委員** なるほど。基準の横にコラム参照みたいのがあると読むかも。

○**高橋委員** そうですね。あとは、Q&Aみたいな、最後にそういうのがあれば非常に……。

○**菊田委員** じゃ、よかったです。ありがとうございます。

○**藤原委員** すみません、それに付随してちょっと、素人なのでご専門の方に伺いたいんですけども、綿密に立てたこういった希望とか要望的なものが、最終的に出来上がる前にどこでチェックをされて、例えば最悪ここだったら修正できるみたいなところにこの内容が反映されていくのかどうかというのが、知っていてもどうしようもないことなんですけれども、ちょっと前にやっぱりUDの審議会のときに、ちょっと全然それちゃう話かもしれないんですけども、今、神宮のことですごく問題になっていて、このUDが始まったときに、結構すぐのときに出来上がりの説明会があったんですね。私もそのとき審議員で在籍させていただいたときに、素人なのでどこに口を出していいか全然分からなかったんですけども、あの自然が破壊されてしまうのはちょっと残念だなという思いが少しあったんですね。ただ、もうできることありきで話が進んでいたんで、素人としてはどういったところでどういったお話をさせていただくのが適切なのかなというのがちょっと分からない部分もあったもんですから、無駄なお時間を

かけてしまうかもしれないんですけども、少し伺えたらなと思ったんです。

以上です。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

ちょっと区のほうから説明いただけると。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** まず基本的な考え方なんですけれども、今皆さんにご議論いただいているのが施設整備マニュアルというマニュアル的な冊子になります。これ基本的に事業者さん、設計者の方が建築計画をされる際に、一定の規模以上になりますけれども、まず区のほうにユニバーサルデザインの条例に基づく届出というものが必要になりますね。その届出をしていただく限りで、こちらの資料の中で必ず守らなきゃいけない基準ですとか、努力的にやっていただくとさらにユニバーサルデザインが進むような基準とか、いろいろ今回お示しさせていただいている基準の中に示させていただいております。

例えば建築計画して届出される際に、区のほうに届出を頂くので、大体事業者さんは、窓口でうちの職員にこういった建物計画があるんだけど、こういう用途だとどういった届出が必要ですかと、まずファーストステップで必ず窓口にご相談に来るんですね。そういった際に、こういった施設整備マニュアルがあるので、まず必ず守らなきゃいけない基準についてはこういう項目がありますよ。さらに、少し大きいと、できたら望ましい基準ですかね。そういったものをしていただくとさらにユニバーサルデザインが推進されるのでご協力をお願いしますというようなやり取りをまずさせていただきます。

それで届出が出てくると、うちの職員が審査して、基準に合っているか合っていないか、適合しているかどうかというのをまずチェックします。基本的には、適合していないと届出は受け付けられないような状況になっています。たまに、事業者さんでも、どうしても構造上できない部分等ありますので、そういったところは協議しながら、どういった理由でできないか等々、例えば改修工事で、もともと躯体が決まっちゃっていて、もうやりようがないとか、そういうようなやり取りをさせていただいて、届出を受け付けるというような状況です。

少しさらに大きい建物になると、本日ご出席いただいている相談員の方に直接事業者さんとやり取りをしていただいて、基準は当然適合しているのは当たり前なんですけれども、それ以上にプラスアルファ、少し大きい建物になるので、こういったところを配慮してもらうとさらに施設的によくなりますよというようなアドバイスを頂いて、それを事業者さんがどこまで反映していただくかというのは今後の設計の中で、建築する前に設計しますので、そこで検討していただく。

さらにもっと大きい建物になると、先ほどご案内があったユニバーサルデザインの審議会の中で計画をご説明していただいて、委員皆さんが、様々な視点がありますので、ユニバーサルデザインに関する内容について、事業者さんにこういったところもっと改善できないかですか、率直な疑問等をぶつけていただいて、それを今後の施設計画の中で反映していただくというのが、こちらの審議会だったり、区の条例の中で位置づけられている届出制度というふうになってございます。

ちょっと先ほどご発言ありましたけれども、基本的には事業者さんの施設計画がいい悪いではなくて、これ建てては駄目とかそういうのではなくて、基本的には計画されている建物についてお話を聞いて、そちらの内容をさらに今の現状より、計画されているものよりユニバーサルデザインがさらに進むようなご意見を頂くというのが、こちらの今後、例えば審議会等で諮られた場合の案件への取扱い、そういうような状況になります。

**○矢口会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

さすがにこのマニュアルは厚いのでなかなか大変だと思うんですけども、今のお話にあったのは、このマニュアルの第1部の部分の、どういうふうにユニバーサルデザインの建物を推進していくかという第1部の部分の手續のお話だったと思います。

今日たくさん資料出てきているのは、第2部のほうの話が結構盛りだくさん出てきているんですけども、さすがに今のお話にあったように、設計者さんと区の担当者の対話型でちょっと進めてくというのがこういうものの進め方になっているんだと思います。基本はここに書いてあるんだけど、やっぱり全部書き切れないので、相談しながら決めていくというのが手續です。

先ほど**岡村委員**が言ったような、これの精神みたいな部分、どうしてこうなのというのも、本当は相談の最中に伝わると思うので、そのあたりは区のほうで担当者さんのほうに教育をしっかりとすることでも対応できるんじゃないかなというふうに思っています。

**○矢口会長** どうぞ、**岡村さん**。

**○岡村委員** 部会なので少しお話をしておくと、正直、私の個人の感想ですけども、今やっただいてしている取組、事前の相談というのは非常にいいことだとは思っていますが、課題は山積みです。なぜかといったら、もう建築計画は決まっています。じゃ、ここ問題ありますよね。変えられません。こここうしたらいいですよ、予算的に。クライアントに聞いてみます。クライアント無理でしたというところがあります。

あとは、実際に、やりましたといっても、例に出すかどうかは微妙ですが、例えばコンビニ

エンスストアって皆さん利用されることあると思いますけれども、実は多くの新しいコンビニエンスストアってバリアフリー設計が採用されているってご存じですかという話。分からないですよ。分からないんです。何かといたら、分かりやすいのは什器、要は商品が置いてあるところと間の通路が結構広くなっているんです、昔に比べて。車椅子の方が通ったりとか、車椅子の方とすれ違っても大丈夫なようにということなんですけれども、でも、バリアフリーの設計になっています。

ただ、実際はチェーン店なので、オーナーさんが運営しますよねという中で、そうしたら、何かここに置けそうだねといって買物かご置いたりとか、おまんじゅうを置こうとか、おだんご置こうだったりとか、本を置こうとかとなっていて、結果、車椅子の人が通れない場所だったりとか、車椅子用のトイレがあるけれども、その前に本棚があって入れませんというところがあったりするので、これがもう起きてきたよという歴史も今もあるんですよという話。

なので、なるべくその段階でそういうことを話すんですが、ただ、もう決まってしまうという制約条件でできないことが多いというのは、まだ今課題がある現状です。

**○矢口会長** 相談のタイミングというのは結構重要で、なるべく早期に相談していただけると、よりよいまちになっていくんじゃないかなというところですね。

その辺もちょっとどこかに書いておくといいのかもしれないですね。第1部のところにね。相談はなるべく早くしましょうというのはあってもいいのかもしれないですね。

いろいろ資料を提示されましたけれども、何かこの資料について具体的にご意見等ございますでしょうか。

**高橋委員**、よろしくお願いいたします。

**○高橋委員** すごく細かいことなんですけど、別紙2の⑩のイラストなんですけれども、歩道のラインが斜めになっているのがすごく気になりまして、坂になっているんじゃないかというちょっと錯覚が起きるので、ここのラインの引き方を車と平行に引かれたほうが、ここだけちょっとしっくりする。ちょっと気になりましたので。

**○藤原委員** これ私、傾斜なんだとばかり思っていました。

**○高橋委員** そうですよ。やっぱりそうですよね。

**○藤原委員** こんなところないよなと、ちょっと思っていたんですけども、こんなところもともと車椅子は行かれないので。だから、すみません。またありきだった。よかったです。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

よろしくお願いします。**植田相談員**。

○**植田相談員** 今回から参加させていただきます、相談員の**植田**です。今、車の話が出たので同時に。

車止めのことに関しては特に意見は出ていないでしょうか。後ろからリフトが出るような車ですとか、そういったところの配慮は何かコメントで書かれたりとかはしないんでしょうか。

といいますのは、相談員をしているとすごく多いので、平坦であることですかそういったことはありますけれども。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 今お手元の資料の新旧対照表の2の127、現行のマニュアルにもこの記載はあるんですけども、奥行き8m以上というような図説などは入れておりまして、我々が窓口立つ際もできる限り取ってくださいというようなお話はさせていただいております。

○**植田相談員** 分かりました。ありがとうございます。

○**矢口会長** どうもありがとうございます。

**岡村委員**。

○**岡村委員** **植田相談員**が言っていたところちょっと補足しますけれども、実はこれも現状のいろいろスーパーさんとか、全国チェーン展開しているスーパーもそうですし、物販しているところもそうですけれども、車椅子用の駐車スペースというのはつくらないといけないのでつくるんです。でも、多くのところが何をするかといったら、お店の入り口に近いところにつくるんですね。何でもかといったら、体が不自由な人なんだと思っているから、なるべく入り口から近いほうがいいよね。確かにそれはそれでいいと思うんです。その結果どうなるかといったら、入り口に近いところの駐車場って広い、これみたいに8メートルとか置けないんですよ。だって邪魔になっちゃいますよねという話なので。なので、結果、微妙に狭さが、狭く狭くなって行って、微妙にリフトが降りられないよね、これだったらとかというのは発生するという話があるので、これはメカニズムの話ですよという話がある。

これはもちろん人によってです。人によっては別に車椅子での移動は全く問題ないという方からすると、ちゃんと8m奥行きがあって余裕がある駐車スペースが、たとえ入り口の近くじゃなくても、ちょっと離れていてもちゃんと確保されていて、しかもそこが必ず止められる駐車場だったほうがいいよという当事者の方もいます。

何でもかといったら、入り口に近いところの駐車スペースってみんな使いたいでしょうという話になってくると、車椅子に乗っていない人も、私はちょっと足が悪いから使っていいよねと

いって使っていたら車椅子の人が使えなくて、車椅子用の駐車場がないからどうしようということがあったりするというのがあるので、本来的にはそういう課題があるので、ここに書いてあるとおりに事業所がやってくれたらもちろん一番いいとは思いますが、できないときのフォロー案というか代替案みたいなものまでが入っているといいのかなというのは、企業には指導している部分でございます。

以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

何かそのほかご意見等ございますでしょうか。

丹羽相談員、お願いいたします。

○丹羽相談員 相談員の丹羽です。今回、部会は初めてです。よろしくお願いします。

1つは、別紙1の発話でのコミュニケーションが難しいという話の中で、これ券売機ばかりが出ているんですけども、事前相談の中でよく僕が言うのは、エレベーターのSOSボタンが聴覚障害者にとっては非常に重要でという話で、そのときにやっぱり音声だけだと聴覚障害者は何も分からない、状況が分からない。そのときに、今エレベーターのメーカーが液晶のモニターなんかをくっつけていて、いろいろボタンを押すと今呼んでいますとか今通話中ですかというのがぱっと出るようになっているものがだんだんできているよというお話はするんですね。

ここでは券売機だけなんですけれども、これは何で券売機だけに絞られたのかなというのが一つ疑問であったところです。今ちょっとエレベーターのページを探してみたんですけども、特にそれについて書いてあるところってありますか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 今回の新旧対照表の2の60を見ていただいてもよろしいですかね。既にマニュアルにも現行にも記載してあるんですけども、新旧対照表の中のその他の注意事項、一番下の真ん中のその他注意事項の二重丸で、非常時における聴覚障害者のための配慮として、非常時聴覚障害者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字表示板、聴覚障害者モニター、またはこれに代わるものを設置するというので、現行でも望ましい基準の中では記載をさせていただいております。

○丹羽相談員 券売機に関しては写真を載せようというのが今回の修正案ですよ。

○事務局（景観・まちづくり課主査） そのとおりでございます。

○丹羽相談員 そういう意味では、恐らくエレベーターのほうもあつたほうが分かりやすいとは思いますが。

○岡村委員 むしろちゃんとした商品を載せほうがいいですよ。

○丹羽相談員　そうです。もう既にあるものもあるので、こういうのがあると、もうちょっとぱっと目を引く。特に、多分急いでいるときって、ぱっとこの項目見るより図を見るんですよね、みんな多分。図を見ながら寸法とか確認するので、そのときにぱっと写真があると、こういうのもあるんだというのが分かりやすいと思うんですね。1つはそれです。

○事務局（景観・まちづくり課長）　写真がいいのかイラストがいいのか、どういった記載、表示方法ができるかというのを区の中で検討させていただきます。

○丹羽相談員　すみません。よろしくお願いします。

もう一つ、先ほどの事前相談の話にも関連するんですけども、事前相談を受けるときってもうほとんど多分設計が終わっているというお話がありました。なかなか修正って難しいんですけども、大概の事業者さんはみんな遵守基準をほとんど守っているだけ、推奨基準はほとんど多分入れるところ、かなり余裕がないとやっぱり推奨基準って入れられないので、なかなか推奨基準までいかないんですけども、その中で、1つは今のエレベーターの話は必ずするんですけども、もう一つは車椅子の避難場所は必ず話題になるんですけども、今回、この修正案の中にそれがかなり反映されているのは非常にありがたいなと思っています。ここはコラムなんかでもよく分かるので、その辺はすごくよかったなと思っています。

それ以外にもう一つ、今回のマニュアルのコラムの合理的配慮についてのコラムが追加されるんですけども、これは岡村さんなんかも相談のときに必ず最初におっしゃられますけれども、僕もなるべく言うようにしているんですが、なぜユニバーサルデザインの整備をするのかといったら、合理的配慮を提供するための環境の整備ができるのが建築の設計だという話をするんですよね。これを提供するために環境の整備をきちんとしよう、なるべく合理的配慮が必要ないように環境の整備ができれば、ここまで運営時にこんなにいろいろ苦労することないですよという話で、そのための環境の整備としての設計ですよという話をするんですよね。

この辺をもうちょっと、合理的配慮を提供することが義務化されたというときに、これのための環境の整備が建築設計の重要なポイントだよということをちょっと入れておいていただくと、もうちょっと意味が、合理的配慮と言われてもみんな多分、何だろうと思って、そういうことがあるんだ、でも僕には関係ないというふうになるとつまらないので、ここに環境の整備というのはそのために非常に重要だということをちょっと付け加えていただくとよろしいかなと思いました。

これ、今はそんなに問題になっていませんけれども、だんだん事例が積み上がってくると裁判とかが実際に起こってきて、建築の環境の整備が足りなかったという話になりかねないんで

すよね。少なくとも運営者は訴えられて罰金を払うということが今後起こってくるんですよね。合理的配慮の提供がしにくかったという話になると、じゃ、誰が責任を取るのと。もちろん運営者は責任を取るんですが、だんだんそういう議論になってきたときに、建築設計の整備というのも非常に重要になってくると思いますので、この辺はちょっと徹底してほしいなと思っています。

以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

区のほうから何かございますでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） ご意見ありがとうございます。

こちら先ほどの基準の考え方の延長線にある部分かなというふうに思いますので、こちらの合理的配慮、そもそもこのユニバーサルデザインを進める上での基本的な考え方につながる部分かなというふうに思いますので、掲載の場所と、あとそのコメントも含めて、そういった施設の設計に反映できるような基本的な考え方みたいなものもこちらのコラムの中に入れさせていただいて、あと、先ほど**矢口会長**からもありましたとおり、届出の第1部のところ、そういったところにもどういった記載ができるかというところも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

結構、上位概念なんで、前のほうにコラムがあると、合理的配慮ってこういうことなのねと、このマニュアル読みやすくなるんじゃないかなというところですね。

貴重なご意見、どうもありがとうございました。

**植田相談員**、お願いします。

○植田相談員 **植田**です。

あわせて、相談していると、目に余ると言ったらあれなんですけれども、やはり遵守はしているけれども使いにくい建物、例えば集合住宅なんかでも入り口までの80cmの開口はカバーしているけれども、専有部分になってくると入ってから全く使えないですとか、その建物が建ってそれが地域にどう影響を及ぼすかとか、そこまでやはり考えられていないところが結構見受けられるんですね。

そういう意味でも、合理的配慮の考えというのはすごく重要で、もっと言うと、新宿区さんのいろいろな設計を見て出てくるものを見せていただいていると、働く側に関しては何もやはり情報、配慮されていないんですね。今後やはり障害のある方々も働いていくということも考

えると、関係ないところならやらなくてもいいというわけではないと思っているんですね。それより、バックヤードじゃないですけども、事務所が関わっていなかったとしてもやるべきことというのは幾つかあると思いますので、できればその前段階の上位概念といったところにそういったところを載せていつていただけるとすごくありがたいなと思います。これはコメントです。

**○矢口会長** 第1部の話だったと思います。これについては何かありますか。よろしいでしょうか。

**菊田委員。**

**○菊田委員** すみません。私も今のご意見に補足して、合理的配慮の提供が道義的な責任であるみたいな感じに捉えられがちだと思うんですけども、これは経営上のリスクヘッジとしてきちんと踏まえなければならないという意識をやはり経営側に持っていただく必要があると思うんですね。そこの割と強い意味での、**丹羽先生**もおっしゃったような、これ経営上のリスクですよということをもうちょっとうたえたらいいんじゃないかなということを私はこの頃考えています。ありがとうございます。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご意見ありがとうございます。

先ほどお話しさせていただきましたけれども、上位概念といったところでございますので、コラムだけではなく、先ほどの第1部の中にどういった記載ができるのかということも、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

今ちょっと気づいたんですけども、目次のページ数と中が今対応していないのでちょっと読みづらい状況なので、これは後で多分コラムが入ったりするとページがずれてくると思いますので、そのときに調整をお願いいたします。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ、**岡村委員**。

**○岡村委員** 度々すみません。それでは、ちょっとトイレのところに入っていこうかなと思います。一応、こちらコラム等の追加の部分でジェンダーレストイレについて記載しないのかというところがありましたので、ちょっとこの部分について話をさせていただければと思います。

今例えば私スポーツ庁さんの委員とかいろんなところも入らせていただく中で、性的少数派、セクシュアルマイノリティーの話というのは非常に出ています。一般的にメディアではLGBTQ

＋とかいろいろ出ていますけれども、男性でもなく女性でもない人だったりとか、体は男性だけれども心は女性だとか、そういった方々への配慮が必要なんじゃないかという話が表面的には出てきておりますが、ただ、ここの今回新宿区さんのほうでつくっていただいた別紙の2のほうのトイレの部分、別紙2の右上に⑨と書いてあるところだと、まだまだトイレの利用に関する少数派という方はたくさんいますよという話なんですね。性的少数派だけでなくという話。

ここに書いてあるトイレでいうと、例えば介助されるといったときに、介助される側は男性です。でも、ヘルパーさんが女性ですといった場合には、男性用トイレに入っていくのに女性も一緒に入っていかなきゃいけないよねという話があったりする。そういうこともあります。逆もありますよねという話。あとは子供ですね。小さい子供が男の子だった。お母さんも一緒に行かないとトイレ危ないかもしれないと思ったときにはついていくよね。入って駄目なの、男女がとかいう話があったりとかしますよねという話の中で、そこに対してポイントは何かといったときに、その少数派の対応がなかったという話になるんですね。

介助者の方が入るトイレはここですよだったりとか、父兄同伴の方が入るのはここですよみたいなトイレがあったらなというのがあったんだけど、それがなかったのも、実はもともと多機能トイレとか誰でもトイレって、車椅子専用のバリアフリートイレでした。じゃ、そこにいろんなそういう少数派の方々も併せてしまうということで機能を集約したという歴史がこれまであります。

その中で、今度はさらに性的少数派の方もという話があるんですけども、でも、ここに入っていない部分でポイントは何かといったときに、トイレの中での犯罪というのは非常にあります。トイレの中で犯罪をする。被害者も加害者の方も少数派なんです。つまりこれも少数派の問題なんですね。同じく少数派の問題というのは、トイレに関する少数派の利用者の問題が様々ある中の一つがセクシュアルマイノリティー、性的マイノリティーの話になっている。

なので、全部併せて考えていかないと、どれか1つだけやったらどうなるかといったら、例えば点字ブロックって町なかにありますよねという話。視覚障害者の方が使いますよね。でも、車椅子利用者の方は本音で言うと邪魔だと言います。もっと言うと、ベビーカーの方も本音で言うと邪魔だと言う人結構多いですよという話があって、つまりAの方には多少参考になるかもしれない、Bの方には逆に邪魔になるよということがあったりすると考えたときには、その部分も踏まえて考えなければいけないというところがありますので、実はこれまだまだ議論が必要だし、もっと言うと、結果だったりとか、それによつての安全性の確認、逆に犯罪率が増え

るかどうかとか踏まえた上で見ていかなければいけない問題なんですよというふうに我々は研究機構という立場では言っていますという話です。

なので、安易に、ちょっと世の中でそれが盛り上がっているからという話で採用するのではなくて、しっかりトイレというものについて議論して、トイレの中で今多数派は使えていますよね、でも少数派の人たちというのはもっといろんな問題があるよねという話あって、例えば外国人観光客の方非常に増えていますよね、インバウンド。その方たちが何をしているかといったら、トイレの自動洗浄、ウォシュレットとかありますよね。あのボタンで流すボタンを押したいのに、間違えて人を呼ぶための緊急コールボタンを押しちゃうことというのは非常に多くあります。空港なんかで困るのが、呼ばれるので行ったら別に誰もいなかったという話があったりとか、誤作動かな、いや、間違っって押しているんだという話。だって、ボタンが海外に行ったときにそんなにないでしょうという話なんですね。日本はいっぱいボタンがあって、日本人の方で知っている方は、これが流す、これがウォシュレットと判断ができますよという話。

そういったこともあるので、まだまだそういったところも踏まえた上で議論が必要でしょう、検討が必要ですよということもやっぱりちょっと、ここ新規追加コラムなので、考えを出していかなければいけないのかなと思っております。

私から、トイレは以上でございます。

**○矢口会長** 具体的には、このコラムについて何か変更が必要だというご意見なのか、それとも、このコラムはこのコラムで今後変えてくかもしれないよねというご意見なのか。

**○岡村委員** ただ、上位概念というか、内在的にはまだまだ議論が必要ですよね。今は結論じゃないですよという前提の下で、今の課題はこうですという話し方をしないと、多くのものが、男性女性共用が1つ必要だよみたいなの、その結論だけが、やり方だけが話になっていることが非常に多いので、そのやり方の場合には問題が出るよという話ですね。結論づいている話じゃないよという話です。

**○矢口会長** このコラムのタイトルを、例えば多様化するトイレとか、そういうタイトルにしたほうがいいのか、その程度のことですかね。今後トイレがどんどん多様化していくべきじゃないでしょうかという。

**○岡村委員** そこもありますし、実はまだあまり知られてないトイレの現状の多様性というか、現状の少数派とかも入れたほうがいいのかと思っています。

ちょっと実は難しい話が、犯罪の話って、実は仕事の専門機関のところには話さないんです。実はあまり一般の場で我々は話さないです。何でもかといったら、それを知ることによって

犯罪ってできることがあるんですよ。皆さんもご存じのとおり、ニュースであったのが、男性の方が、私は心が女性ですといって銭湯の女湯に入ろうとしたみたいな話がありましたよね。その真意は別としても、つまり、結構シビアに扱わなければいけない問題なので、ちゃんと有識者が知らないといけない話。

また、ちょっとタイトルは難しいですので、**矢口会長**にお任せします。

**○矢口会長** 区のほうでは何かご返答ございますでしょうか。

恐らく答えがある話ではないと思うので、書きぶりとしてこうしてくださいとか、こうですよという話ではなくて、少し今後の議論も必要ですよという書きぶりでもいいんじゃないかなというところですかね。

**○水村委員** 今の議論との関係でよろしいでしょうか。

**○矢口会長** **水村委員**、お願いいたします。

**○水村委員** すみません、ちょっと今さら言うことかなとも思いつつ、かつ、どこで言えばいいかなと思いながらずっと迷っていたんですが、先ほどの駐車場のところで気がついたんですけれども、こちらに書かれている駐車場の配慮は基本的に車椅子利用者用駐車場の話になっていて、私自身ずっと上肢障害者の方と関わっていたんですね。

彼らがいつも言うのは、障害者マークが車椅子のマークなので、車椅子用利用駐車場を使おうとするとクレームが来る。しかしながら、腕に障害があると、買物をした後の物を持って帰ってくるというのがすごく大変なので、やはりそれなりの配慮が必要なんだけれども、結局そこからはじかれているということで、先ほどのマイノリティーの話もあるんですが、トイレも同様に、現状の多機能トイレ的なものって彼らの身体状況には即していないんですよ。

上肢障害者って、奇形とか切断とか、あと関節リウマチであったり、脳血管性疾患の予後なんかがあるんですが、全くニーズが異なるんですね。そうしたものがあまり、少数派というか多様性みたいなことに関する視座というのがすごく欠けていて、さっきからずっとイラストを見ているんですが、障害者といえば車いす利用者みたいなイラストばかりで、もっと違う障害があるはずなんですけれども、施設整備になるとやはり移動障害者に対する配慮がメインになってくるんですが、それ以外もあって、その視点がすごく欠けているマニュアルになっているという気がするんですね。かといって、個別解なので、こうしたガイドライン化するのは難しいと思います。

そういう意味では、第1部の中で別を書いてあるからいいでしょうという話なんですけど、やっぱり障害に対する捉え方とか個別性とかインクルーシブな物の見方は何なのかみたいなこと

がないと、これは一応、やっぱり特定多数に対する配慮なんだけれども、最終的には個別的な対応も、先ほどの合理的な配慮も同様なんです、必要になってくる場面があって、これは完璧ではないみたいな位置づけが必要なのかなというふうに、ちょっと全体の議論を聞いていて思いました。

聴覚障害者、視覚障害者への配慮もあるんですが、家族に音声発語障害を持った家族がおりまして、声帯を取ってしまったので、発語できないというのもいろんな場面で突然困るんですね。あまりメジャーな障害ではないので。その辺の障害の中でのマイノリティーに対する配慮がすごく欠けているなというふうにずっと感じておりまして、どこかでそのことをきちんと位置づけていただけると、先ほど来出ているような話もカバーできるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

**○矢口会長** ありがとうございます。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** ご意見ありがとうございます。

多分1部のほうでそういった表現を、先ほどの合理的配慮を踏まえて、少し内容の補足をさせていただきたいと思います。

あと、ちょっと先ほどの男女共用トイレについてはまだまだ議論の余地があるということで、今現状で決め打ちするのは難しいんじゃないかなというようなご意見だと思いますので、今この最後の表現、新しいトイレの在り方が求められているといった、ちょっと決め打ち的な表現になってしまっているので、こういったところを少しトーンを落とすのかとか、その辺は区の中で検討させていただきたいと思います。

**○矢口会長** 今どちらかというと第1部のほうの、要はユニバーサルデザインの概念の話、多様化するユニバーサルデザインとかいろんな障害あるよね、マイノリティーにもすごくいろんな種類があるよねという話で、それはもう多分マニュアルには全部書き切れないようなすごく幅広い話なので、ちょっと概念的なものを第1部のほうで補足したほうがいいんじゃないでしょうかというのが、例えばジェンダーレストイレの話であったりとか、今考えられていない障害の種類なんかも第1部のほうの話だし、合理的配慮、何ですかみたいなのも第1部の話になっているのかなと思います。

一方で、今日用意していただいたのが、どちらかというと第2部の話がかなり多いんですけれども、逆に言うと第2部の用意してくれたほうに関してはかなり丁寧な対応をされているので、ほぼこのままでオーケーなのかなという、そこを一応確認しておきたいんですけれども、

どうでしょうかね。先ほど、駐車場のイラスト、これだと分かりづらいよねとかありましたけれども、時間的に恐らくあと第3回でこれ終わりにになってしまうので、もし今日準備されているものの中で、これはちょっと直したほうがいいよねというのがあればご意見いただきたいと思います。

実は、相談員の方は前回参加していないんですけれども、前回のこの部会も結構活発な議論で、時間いっぱい使って議論行われたのでいろんな意見が出てきて、今日まとめてきていただいております。今日もいろんな意見が出てきていいと思いますので、一応準備された資料についてご確認いただければと思います。

**○岡村委員** じゃ、資料についてちょっと追記したほうがいいんじゃないかなというところ、お話をさせていただきます。

別紙2の右上に⑧と書いてあるところのオストメイト対応設備の利用について。これ非常にこの部分の流れを載せていただいたのがとてもよいなと思っていて、オストメイト対応の設備、どのように使われているかが分からない方が多い中で、これを載せていただいたのは非常にいいかなと思っておりますが、どうせだったらというところで、説明文のところで、「利用者によって異なりますが、時間がかかる場合があるため」というふうに書いてありますけれども、この時間がかかる場合があるためというのが、皆さんどれくらいのイメージかなと思っていて、例えば、普通のトイレが5分だとしたら30分、いや、実は平均時間45分から1時間ぐらいかかりますよという話なんです。平均時間なので、もちろん早い人もいます、交換は。ただ、長い人は1時間超えます。

何でかといったら、ここに書いてある流れは確かに合っているんです。合っているんですけれども、基本的には人工肛門と言われるとおり、お尻から便が出ないで、腸内容物を腹壁、お腹に穴開けてそこから出てくる形なので、コントロールができないんですよ。今トイレ出した、出そうじゃなくて、いつ出てくるか分からないので、交換している作業中にぴっと出てしまうと、また一からやり直して、パウチを替えてだったりとか洗ってとかとやっていく人たちがいると、結構それが1時間以上かかる人もいるよという話です。

と思ったときにポイントは何かといったら、オストメイト対応設備というのは、場合によっては1人が45分から1時間かかるとしたら、その会社なりその建物なりが、お昼休憩が1時間しかなかったら、その時間埋まっちゃうよねという話になったときに、その瞬間、車椅子の人も一緒にやっている併せているトイレ、多機能トイレだとしたら、車椅子の人使えないよねという話だったりするよという話ということがあるから、多機能トイレとか、今回でいうと車椅子

用便房とかってもっと数を増やさなきゃいけないよねという議論というか、結論に至る形になる話が載っているよということだと思っています。

なので、ちょっとその辺を書く、もしくは、書けないんだったら、時間がかかる場合があるということを含弧で、平均30分から……、そうですね、どうしようかな、まあいいや、30分から1時間と書いてもいいかもしれないですね。大体、私、45分からと言っていますけれども、30分から1時間と書いてもいいかもしれないです。とかを書いておいたほうがよりイメージしやすいのかなと思っています。

以上です。

**○矢口会長 岡村委員**、どうもありがとうございます。

区のほうはよろしいでしょうか。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** はい。

**○矢口会長** 具体的な時間を書く。

**丹羽相談員**、よろしくお願いいたします。

**○丹羽相談員** ありがとうございます。**丹羽**です。

今のに関連して、適切な分散配置というのは、多分そのために非常に重要になってくるものが一つ書いてあるんですが、もう一つ、これ分散配置ももちろんそうなんですけれども、多機能の場合に、1つだと大変なんですけれども、2つあるだけで全然かかる時間というか、集中する、被っちゃう時間ががたっと減るんですよ。それはどうしても、既に指摘されていることが多いので、これ適切な分散配置のところに複数の多機能トイレとかというのも一つ加えるのもいいのかもしれないなとちょっと今思いました。

それから、先ほどの合理的配慮についても、せっかくコラムに書いてもらったので、1行何かここに、コラムのところに環境の整備が合理的配慮の提供のために大切だということをちょっと1行加えておいていただくと、合理的配慮って何だろうとって、多分ここを一番見ると思うんですよ。そのときに、ああ、そうか、設計というのはそういうものなんだというのは何か分かるというなと思いました。

以上です。

**○矢口会長** ありがとうございます。

区のほうはよろしいですか。

このコラムいいですよ。恐らくこのマニュアル、すごくドライに書かれているんだけど、これ読むと何となくイメージがつくというのはすごくいい取組だなというふうに思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

よろしくお願いします、**植田相談員**。お願いします。

○**植田相談員** すみません、**植田**です。

共用トイレのところでちょっと気になったんですけれども、性的マイノリティーの方の調査研究やっているリクシルの方とかといろいろお話をしていくと、トランスジェンダーの性的の変更の過程にある方の場合には、どちらかをやっぱり選べるということがすごく重要だったりするので、それ私たちが男女共用トイレのほうに押し込めないでというような意見も頂いたりもしているので、重要なのは自分が使いたいトイレを選べるということなのかなと感じています。なので、ちょっとその一文があるとうれしいかなと思います。

あともう一つ、やはり異性介助で入る場合には、自分が排せつをする場合に、認知症の方や知的障害の方がどこかあちこち行ってしまわないように待っていてもらわなければならない空間だったり、二人で入れるスペースというのは、車椅子の対応のいわゆる2m角ではなくて少し広めな、横から立位の方の介助ができるという空間が必要になってくると思うんですね。なので、そのあたりを男女共用トイレというのをもう少し整理するか、言葉を加えるかなが必要かなと思っています。

あと、いろんなところで意見を聞くのが、やっぱり建物の用途、事務所だったり学校だったり、自分がそういうことを伝えたくない、人にばれたくないというか、ところでのトイレと、公園だったりいろんな方が本当に不特定多数で使う場合の共用トイレと、公共の空間で管理者がしっかりしている場合の公共トイレというのは、やはりちょっと考え方が違ってくると思うんですね。

そういう意味で、この対照表を見ていると、公園のところでも全体計画として全く同じような文面が書かれているので、少しそこを、まだ今進化の過程だという話はしているんですけれど、一言何か加えておいたほうがいいのかと感じておりました。

以上です。

○**矢口会長** ありがとうございます。

今の話もどちらかというと第1部のほうの話に属するのかな。

○**植田相談員** 2の⑨のコラム……

○**矢口会長** 2のここに具体的に書く話と、恐らく第1部の両方に関わる話だと思うんですけれども、全部をこの中に多分記載することはできないので、書きぶりですね、をちょっと考えましょうという話と、そもそもこのマニュアルが不特定多数の人が使う施設に対するマニユ

アルなので、用途がどうのこうのということまでは多分反映できないですよ、そこまでは。その辺はやはりこの1部のほうで、相談ベース、対話型でどうにか解決しなきゃいけない部分だと思うので、先ほどもありましたけれども、早めの相談開始というところに限ると思うんですよ。それちょっと強調して書いていただけるといいと思うんですよ。用途がどうのこうのと全部書いたら大変なことになっちゃいますもんね、これね。そこはやはり区の職員の方の努力に頼らざるを得ないかなというふうに思います。

相談員ならではの貴重なご意見、どうもありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。**西山相談員**、お願いします。

**○西山相談員** 相談員の**西山**です。

今の表現のところの少し細かい字句の部分もあるんですが、お子様や高齢者と、ここはちょっとお子様となっているんですが、子どもでもいいのかなと、ちょっと細かい字句の部分で。

あと、高齢者というような表現を全般的に使っていますが、これもちょっと第1部の前提のところに入るんですけれども、最近、国のほうで認知症施策基本推進計画というものが定められてまして、市町村に対してもこれは努力義務という形で策定が求められていますので、このユニバーサルデザイン全体的にどちらかというと障害者という部分が強い、先ほど身体のほうが強いというお話が中心になっている、特に車椅子というようなイメージが強くなっているということですが、例えば高齢者の中でも認知症という言葉も少し入れていったほうがいいのかな。今回の改定よりも次の改定でさらに入れていく必要があるかと思うんですけれども、高齢者の中でも特に認知症の方とかはサインが分からなくて迷われる方とかいらっしゃるので、そういったところもちょっと字句、文字だけでも入れられる部分が追加していくといいかなというふうに思いました。

以上です。

**○矢口会長** 今の発言は、この別紙2の具体的にはどの……。

**○西山相談員** 別紙2の⑨。

**○矢口会長** ⑨ですね。分かりました。⑨の中に……

**○西山相談員** 一番頭、男女共用トイレについての頭のところ、お子様ですね。

**○矢口会長** 分かりました。どうも。

**○西山相談員** 字句のところはそこです。あと、認知症というのは全体的な部分に。

**○矢口会長** 分かりました。どうもありがとうございます。

どうぞ、相談員。

○植田相談員 すみません、植田です。

全く違うんですけども、コラムのところの参考文献で、下に資料を載せていただいている、多分設計者はほぼみんな、見ない方がすごく多いので、ここに、UDニュースなんかでもQRコードが載っていると、最近はどうなんでしょう、そっちのほうを使いやすいんじゃないかなと思うんです。こういう長いURLを載せてもいいんですけども、どうでしょう、その辺は。見やすさとして、使いやすさ。

○矢口会長 どうですかね、これPDF化も考えているということなので、PDFだったら逆に書いてあるほうがいいし、紙媒体だったらQRコードのほうが楽ですよ。それはメディアによって随分……。

○事務局（景観・まちづくり課長） ちょっと著作権整理中ですか、あと公的機関が特定の業者に直接飛ばすというところもちよとなかなか課題がありますので、そこは中で調整させてもらいたいと思います。

○植田相談員 せめて思ったのが、⑩のUDニュースは新宿区さんが出しているの。

○事務局（景観・まちづくり課長） そこは多分大丈夫だと。

○植田相談員 すごく参考になる事例がいっぱい出ているので、もしそこは飛ばせたらいいのかなと。

○事務局（景観・まちづくり課長） 分かりました。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

丹羽相談員、よろしくお願いします。

○丹羽相談員 すみません、丹羽です。

別紙2の⑧の緊急時の段差解消というところなんですけれども、これ一時避難の話を入れていただいて非常にありがたいというお話をしましたが、まずこのタイトル、緊急時の段差解消というのが、コラムの目次を見て、例えば緊急時の段差解消と書いてあったときに、どこまでそれが伝わるかなというのが一つ。僕さっき見て、緊急時の段差解消って何だろうと最初思いながら、ここをめくったらこれのことかと思ったんですね。

それで、高齢者、障害者などで避難に配慮する必要があるということが最初に書いてあって、次に、一時避難スペースを設けることが望ましい。実際に車椅子の場合は、高齢者とか、ある程度歩ける方とか、自分で座れる方の場合は、この丸ポチ3番目、4番目の階段避難車だとか担架というのは非常に有効なんです、最後に書いてあるように、車椅子の使用の場合は乗り換える必要がありますよというのが書いてあって、これ非常時にやることが非常に面倒というか

難しいんですよ。

一番重要なのは、多分一時退避スペース、車椅子にとってはもうこれが一番大事で、実際に相談時には、ほとんどが多分階段の入り口入ったところに避難するのが一番いいですよという話になることが多いので、ここにちょっと一時避難スペースを設けることが望ましいですということをせっかく書いてあるので、ここ非常階段などというのを1つ入れておいていただくと、設計する際には階段のところにちょっとそういうスペースを設けるだけでいいんだというのが分かると思うので、できればそういう……、恐らく階段のところが一番、今まで見たやつはほとんど階段か階段の前室、救助が直接そこに入るようなスペースだったので、そういうふうに書いていただくと、そうすれば、耐火性能、防火性能というふうに書いてあるのも納得ができると思うので、非常階段などというのをせっかくガイドラインにも書いてあるので、それはちょっと1行足しておいていただくといいかなと思いました。

それで、そういう意味では、緊急時の段差解消というよりは、緊急時の避難についてとか車椅子避難とか障害者避難とか、そういうふうに、もしかしたらタイトルも変えたほうが分かりやすいかもしれません。

以上です。

**○矢口会長** ありがとうございます。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 今のご意見、参考にさせていただいて、ちょっと修正させていただきたいと思います。

**○矢口会長** どうぞ、**植田委員**。

**○植田相談員** 植田です。

**丹羽相談員**と設計を見る人が多いんですけども、やはりここがすごくネックになっていて、避難の仕方って、一時避難、階段の縦穴区画の煙が入ってこないところというものもあるんですけども、やはりバルコニーに一回逃げておくとか、いろんな考え方があると思うんですよ。そうすると、バルコニーには一切出られないような状況だったりするし、あと、この可搬式の階段昇降機も、これ下りだけのものなので、上に上がる場合には技術が必要だったり、車椅子から移ることもあるんですけども、体の補正が十分できない方は全く乗れないし、使えないんですね。

だから、そこら辺も少しコメントなり、あと、階段の形状によっても、変な段が切り替えてあると使えないんですね。直線でないと使えなかったり、その辺ちょっとエクスキューズというか、逃げるようなところ、注意を書いておかないと、これをそろえておけばオーケーだとい

うふうになってしまうのが怖いなと思っております。コメントです。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

ちょっとその注意点等も併せて記載できるように調整したいと思います。

○岡村委員 参考までの話。今も植田さんが言っていたとおり、このタイプの載せているやつが実際現場で結構使いにくくて、なぜかといったら、もう言ったとおりで、それを運ばなきゃいけないですね。10階の方に。車椅子をそこに運んで置いておくかというのと、置いておくのは邪魔だという話なんですけれども、なかなか使い慣れていない方で、一応、推奨するわけじゃないんですけれども、こういう電動式じゃなくて担架式になっていて、そこに体をくくりつけて階段を滑らせるみたいなやつも過去ありました。今も一応売っていると思います。ただ、ちょっと危険だよねとかと言われることもあるんですけれども、でも命に関わった場合というのは、おんぶされて運んだりして、その人がこけたりして大変なことになるよりはいいよねみたいな考え方があるので、日常使いと非常時、災害時使いというのはやっぱりちょっと考えた上でのユーザビリティ、使い勝手を考えるというのと、ちょっとこれはまだこれだけあると非常に危険かなというところがあるので、その辺もいろいろ併せて、写真を載せるとか、商品載せるとか、あと考え方みたいなところまで入っているといいなと思いました。

ちょっと参考までです。ありがとうございます。

あと、丹羽先生が言っていたやつもそうですけれども、非常階段と書いてあれば、建築する側は分かると思うんですけれども、防火壁がちゃんとあるところに入れてねという話なんですよねという話があって、そこに入れられないんだったら、今も植田先生が言ったように、バルコニーのほうだったらバルコニーにはしごがかかって、そこから連れ出せる場合があるからねということがあるので、だから、どこまでいっても命を助けるための場所で選択してねという話になっているところがちゃんと伝われば一番いいのかなと思っております。

以上です。参考まででした。

○矢口会長 ありがとうございます。

結構、今話を聞いていて、いろんな望ましいですがたくさんあると、設計者としてはどれが一番望ましいんだということになっちゃうと思うんですけれども、丹羽相談員の話の聞いていると、取りあえず一時退避スペースはとても重要だよねというのであれば、ちょっとこれ太字にして下線を引くとか、何かコラムの中でも強弱をつけていただけるとありがたいのかもしれないですね。

全てが望ましいですと言われると、これはなかなか設計する側も大変ですよ。このコラム、

すごくいいと思うので、コラムの中で強調したいことを少なくとも1コラムにつき1か所は線を引いて、そこだけは絶対読むみたいな誘導策があるとよさそうですね。

**○岡村委員** そこから優先的にやれますので。

**○矢口会長** そうですね。そういうのは……

**○岡村委員** 一番費用がかかりにくいですね。

**○矢口会長** すごくいい取組につながっていくんじゃないかなと思います。

時間もそろそろ迫ってきておりますけれども、まだまだ意見があると思いますので、せっくなのでどうぞ。

**○岡村委員** これはちょっとマニュアル、別紙3のほうのものなので、そんなに重要じゃないんですけども、別紙3の表現の統一ということで統一をされているとか、どこから引っ張っているとありましたけれども、一応マニュアルは事業者の方が見るので、要は専門家の方が見るので問題ないと思いますが、新宿区UDマニュアルと言っている方にはルビ振っておいてほしいという要望です。平坦とかが漢字にするとか平仮名にするとか、ルビを振っておいてねという話だとか、踊り場もルビを振っておいてねという話だとか、まずはルビは全部振りましょう。要らないかもしれないけれども、新宿区UDマニュアルと言っているんだったら、ルビは振っておいてねというのが要望です。

**○矢口会長** どうもありがとうございます。

この別紙3のほうは、表現の揺れをなくしましたということだと思います。それに加えて、UDマニュアルなので読みやすさを考慮してください、ルビを振るなどしてくださいということでした。

**水村委員**、お願いいたします。

**○水村委員** すみません。再びちょっと違うのかなとも思いつつ、別紙2の11番目の色彩についてなんですが、先ほど認知症の方に対する言及も必要だというような指摘もありましたし、実際に日常生活の中で認知症の方増えているということを頭に入れてなんですが、一般的には福祉施設の施設計画とかでよく言われるんですけども、色彩のコントラストを取ることで認知症の方の空間認知を誘発するというような見解もあるんですね。特に、トイレなんかだと、便座の後ろ側の壁とか床と便器の色にコントラストをもたらすと自発的な排せつが喚起できるようなこともあるので、せっかく色彩があるので、今ロービジョンの方への配慮ということで終わっているのと、あと、少し白い部分があるので、結構空間計画の中に色彩によるコントラストをもたらすと、認知症の方の空間認識にもつながるみたいなことも書いてもいいの

かなと思いました。これはどうなんだろうと思うんですけども、もしその気があればご協力ください。いや、でも、やっぱり住宅とか施設計画の話なのかなとも思うので、でも、そうはいっても、もうこれだけ認知症の方が増えると一般的な公共の場所にもいらっしゃる方もいると思うので、一つの知識として、こちらのガイドラインではなくてコラムなので、そういう考え方もあるんだなということは周知を図ってもいいのではないかと思いますので、気が向いたらご検討ください。

**○植田相談員** 気が向かなくても、やはり相談の中でもすごく多くて、色の使い方というのは重要です、トイレを全部真っ白にしないでという話もしているので、ぜひコラムに入れていただきたいと思います。

**○矢口会長** よろしいでしょうか、区のほうは。

そのほか何かございますでしょうか。

結構活発に意見が出て、いい会になったと思うんですけども、区の方には結構大変な宿題がいろいろ最後出てしまいましたけれども、これでよろしければ一旦ここで議論、審議事項1のほうは閉めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議題については以上で終わりにしたいと思います。

## 2. その他連絡事項

**○矢口会長** 続いて、その他連絡事項についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（景観・まちづくり課長）** 活発な議論、ありがとうございました。

前回の部会を含めましてかなり多くの意見を頂いて、今回の第2回でご提示させていただいて、前回ご提示させていただいたものについてはいいものができているのかなというふうに思います。

今回頂いた意見で、コラム以外にも第1部に追記すべき事項等をご示唆いただきましたので、次は部会ではなくて、審議会でお話しさせていただくようになっています。

先ほどA4判の資料、⑬をちょっと見ていただきますと、次回の審議会ですね。こちら中間報告というか、そういった位置づけで予定してございます。開催日時につきましては12月13日の10時から、次回の会場につきましては区役所のほうになります。区役所の5階会議室というような状況になります。

次回、こちらの2回ほど部会を開かせていただいて、本日頂いた意見を修正したもの、また

ちょっと一部のところも記載、表現みたいなものも審議会の中でお示しさせていただきたいと思います。その後、審議会の中で大きな意見等、仮に出れば部会を開いて、最終的に3月というような予定です。

ただ、今回、部会の中でかなりご意見を頂いておりまして、内容的にもかなりいいものができるのかなというふうに思いますので、もし仮にこちら審議会の中で大きな意見が出なくて、微修正程度でしたら、例えば**矢口会長**に一任していただいて、区のほうで修正したものを**矢口会長**にご確認いただいて、場合によっては12月の審議会で終了というような流れになるかもしれませんので、そこはちょっと当日の審議会の議論を見ながら、区のほうと、あと**矢口会長**とご相談させていただいて、今後のスケジュールについてはご相談させていただきたいと思います。

あと、本日の議事録につきましては、先ほどの個人情報の部分を除きまして、こちらの部会、ホームページで公開させていただきます。

また、資料等、マニュアル等、厚い紙の資料をひもとじしてございますけれども、こちらにつきましては区のほうで次回まで保管させていただいて、また審議会のほうでご用意させていただきますので、議場に置いていただいて結構でございます。

事務連絡につきましては以上でございます。

**○矢口会長** ありがとうございます。

それでは、本日の部会は以上で終了となります。

皆さん、どうもありがとうございました。